

防整施第2550号
令和6年2月13日
一部改正 防整施第14950号
令和6年6月26日

各地方防衛局長 殿

整備計画局長
(公印省略)

最適化事業における建設共同企業体の取扱いの試行について（通知）

標記について、令和6年2月13日以降に手続開始の公示等を行う建設工事について、当面の間、別紙のとおり試行することとしたので、遺漏のないよう措置されたい。

添付書類：別紙

配布区分：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

最適化事業における建設共同企業体の取扱いの試行について

特定建設工事共同企業体については、建設工事における建設共同企業体の取扱いについて（防整施（事）第149号。28. 3. 31。以下「通達」という。）別紙の第1に規定しているが、最適化事業※における工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の発注に当たっては、最適化事業の規模、発注方式等を考慮して次のとおり構成を緩和することとし、確実かつ円滑な施工を図ることを目的として結成する特定建設工事共同企業体を「最適化事業建設共同企業体」とする。

※ 「国家安全保障戦略について」（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）、「国家防衛戦略について」（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）及び「防衛力整備計画について」（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）に示された防衛力の抜本的強化の方向性等に基づき実施する自衛隊施設の強靱化において、各基地・駐屯地等に保有している建物やライフライン等について、現状の把握・評価を行い、施設の機能・重要度に応じた構造強化、離隔距離確保のための再配置・集約化、老朽改修、省エネ対策等を実施するもの。

1 構成

(1) 構成員の数

構成員の数は、10者以内とし、工事ごとに契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号。以下「防衛省訓令」という。）第2条に規定する契約担当官等をいう。）が定めるものとする。

(2) 構成員の組合せ

構成員の組合せは、防衛省訓令第10条の規定に基づき格付された等級（以下「等級」という。）が最上位等級に属する者による組合せとし、発注工事に対応する異なる工事種別の者の組合せとすることができる。ただし、事業特性に応じた確実かつ円滑な施工等特段の必要がある場合においては、最上位等級に属する者と次順位等級に属する者又は第三位等級に属する者との組合せとすることができる。

2 協議

この通知の実施に当たり疑義が生じた場合は、整備計画局建設制度官と協議するものとする。

3 委任規定

この通知に定めるほか、この通知の実施に関し必要な事項は、整備計画局建設制度官が定める。